

## 米国の対中追加関税に違反判断も、終息には至らず

### ◆WTOが米中貿易紛争に初めて判断を下した

WTO紛争解決機関小委員会（DSBパネル）は2020年9月15日、米国が1974年通商法301条に基づいて中国に賦課する追加関税措置（表1）のうち、中国が先行して協議要請を行った第1弾と第3弾を「WTO協定違反」とする報告書を配布した。報告書では、米国の措置は、特定国の輸入品を差別しないことを定めたGATT1条（一般的最恵国待遇）と、WTO加盟国間で上限関税率を超えないとしたGATT2条（譲許表）に違反しており、追加関税措置の是正を勧告している。米国はこの結果を支持しないと表明しており、パネル勧告で追加関税措置が是正されることはないだろう。さらに、DSBの上級委員会が実質停止状態にあるため、米国が上級委員会へ上訴する可能性もない。米国は上級委員会の活動に異議を唱え、委員の充足を拒否しているため実質的に機能停止に陥っている。よってWTOによる解決の糸口は見えないといえよう。

そもそも本件は、トランプ大統領が米国通商代表部（USTR）に対し、中国の知的財産権侵害などの不公正措置に関する調査指示の覚書を17年8月に発出し、その調査結果を受けて追加関税賦課の覚書を18年3月に発出したことから始まった。USTRは、①強制的な技術移転、②ライセンス契約などにおける特定条項の強制、③組織的な米国企業の買収、④営業秘密の窃取の4点を調査し、いずれも不合理または差別的と判断している。米国は18年7月以降、4回にわたって対中追加関税措置を発動し、同時に中国と貿易協議を続け、20年1月には第1段階の合意に至ったものの、全面解決には程遠い状況だ。

表1：1974年米国通商法301条発動による、米中間の追加関税措置

	米国					中国				
	発動日	追加関税率	品目数	主要品目	金額 (億ドル)	発動日	追加関税率	品目数	主要品目	金額 (億ドル)
第1弾	2018/7/6	25%	818	乗用車、プリンター用部品等	340	2018/7/6	25%	545	大豆、牛肉、自動車等	340
第2弾	2018/8/23	25%	279	プラスチック、半導体等	160	2018/8/23	25%	333	エネルギー、化学製品等	160
第3弾	2018/9/24	10%	5,745	電気機器、家具、寝具等	2,000	2018/9/24	5%~10%	5,207	電気機器、一般機械等	600
	2019/5/10	25%				2019/6/1	5%~25%			
第4弾 a	2019/9/1	15%	3,243	電話機、通信機器、TV等	1,200	2019/9/1	5%~10%	1,717	大豆、大麦、原油等	290
	2020/2/14	7.5%								
第4弾 b	発動せず		555	携帯電話、ノートPC、玩具等	1,600	発動せず		3,572	自動車、レアアース等	867

(資料) ジェトロ短信などからSARC作成

◆米国はWTOではなく、国内法で不公正措置を是正してきた

1974年通商法は米国の国内法である。国内法を国外に適用することを域外適用といい、貿易紛争解決のため、WTO協定ではなく国内法で関税率引き上げなどの貿易措置を発動することを一方的措置という。

表2は、トランプ政権が多用する1974年通商法301条と1962年通商拡大法232条についてまとめたものである。これらの発動は一方的措置かつ域外適用として、従前よりWTO協定との整合性が問われてきた。例えばEUは98年に301条のWTO協定違反の可能性につき協議要請し、パネル判断を仰いだが、米国がWTO協定と整合的に運用することを条件に「違反とはいえない」との結論に至ったため、301条は現在でもよく使われている。また、232条はGATT2条（譲許表）とGATT11条（数量制限禁止）に違反するとの指摘があるが、米国は輸出管理規則と同様に、GATT21条（安全保障例外）を援用している状況だ。

表2：1974年通商法301条、1962年通商拡大法232条

通商法	発動の法的根拠	主な対策	執行権限
1974年通商法 301条 (不公正貿易対抗措置)	・通商協定における米国の権利が侵害されている場合、または外国の措置や政策などが通商協定の規定に違反または不整合である場合など (例：知財権保護の否定、外国市場へのアクセス制限、外国政府による反競争的行為の許容、労働者の権利の否定、輸出競争力をつける政府スキーム)	・通商協定上の譲許に関する権益の適用の停止など ・関税賦課または輸入制限（関税措置を優先） ・一般特惠関税制度などの停止 ・当該行為の撤廃や補償的な貿易上の権益などを内容とする拘束力のある合意の締結	米国通商代表部（USTR） ・大統領に報告後、大統領から特段の指示があれば従う
1962年通商拡大法 232条 (国家安全保障措置)	・当該品目の輸入が、その数量または状況からして、米国の国家安全保障へ悪影響を与える恐れがある場合 (考慮すべき要素の例：国防上必要な国内生産量を満たす国内産業の能力、過度な輸入によって国内製品が代替されることから生じる収入減など)	・輸入調整（輸入禁止、関税率引き上げ、輸入数量制限、関税割当など） ・輸入制限の交渉 *原則、全ての国が措置の対象	大統領 ・商務省が調査し大統領に報告後、大統領が対策を決定

(資料) "Overview and compilation of U.S. trade statute 2005"などからARC作成

◆バイデン政権なら貿易紛争終息の可能性が出てくる

WTOが上級委員会から勧告を出せない以上、米中貿易紛争が終息するためには、米中協議の最終合意とバイデン政権の誕生が必要になるだろう。米中協議は、中国による米国産品購入が進んでいないこともあって停滞しているが、米中間で最終合意に至れば、米国が追加関税措置を継続する理由はなくなる。バイデン政権はトランプ政権と違って関税紛争に否定的であるため、最終合意をもって貿易紛争は終息し、新たな対立事案が出てきた場合には、WTOによる紛争解決を志向する可能性が高い。ただし米中協議は補助金問題などの重要テーマも控えており、貿易紛争終息にはもうしばらく時間を要すると考えるべきである。

【田中雄作】